

静岡県告示第414号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年6月2日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月2日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
韮山伊豆長岡修善寺線	伊豆の国市南江間字谷戸178番の2から 伊豆の国市南江間字楠木20番の5まで	令和2年6月2日